

## 指定居宅介護支援事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 有限会社総合リハビリ研究所が開設するリボン輝ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- (1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅に置いて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の立場に立った援助を行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 リボン輝ケアプランセンター
- (2) 所在地 浦安市北栄 3-9-13 貴富ビル 2 階

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の就業者の管理及び業務の管理を一元的に行う共に、自らも指定居宅介護支援にあたる。

- (2) 介護支援専門員 4名以上（常勤兼務1名、常勤専従2名以上、非常勤専従1名）  
介護支援専門員は、第6条の内容に基づいて指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜から金曜日までとする。  
但し、祝祭日及び年末年始を除く。
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。

（指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び、利用料等）

第5条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は  
当事業所内で行う。
- (2) 課題分析の実施
- ①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面  
接して行うものとする。
- ②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、  
利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を  
把握するものとする。
- ③使用する課題分析票の種類は独自方式（課題分析項目23項目含む）とする。
- (3) 居宅介護サービス計画原案の作成  
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき  
課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用す  
る上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催  
居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した  
サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原  
案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (5) 居宅サービス計画の確定  
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等につい  
て保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等につ  
いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るもの  
とする。
- (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携  
介護支援専門員は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等に  
対して、個別サービス計画書の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第6条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- (2) 提供した指定居宅介護支援について、法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- (3) 事情に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
  - ①実施地域を超えた地点から片道2キロメートル未満 200円
  - ②実施地域を超えた地点から片道2キロメートル以上 500円

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は浦安市、市川市とする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 (1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- (3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第10条 (1) 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従っ

て必要な改善を行うものとする。

- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う者とする。

#### (個人情報の保護)

- 第11条 (1) 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切取り扱いの為のガイダンスを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第12条 (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待防止の為の指針を整備する。
  - ③ 上記を適切に実施する為の担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたとも思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (事業継続計画)

- 第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (衛生管理)

- 第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に務める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 (1) 事業所は居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

(2) 事業所は、職員の質的向上を図る為に研修の機会を次の通り設けるものとする。

- ① 採用時研修採用後1か月以内
- ② 虐待防止に関する研修年1回
- ③ 倫理及び法令遵守に関する研修年1回
- ④ 権利擁護に関する研修年1回
- ⑤ 認知症ケアに関する研修年1回
- ⑥ 感染症・災害時の業務継続計画に関する研修年1回
- ⑦ 苦情処理に関する研修年1回
- ⑧ 事故発生時の対応に関する研修年1回
- ⑨ 個人情報保護に関する研修年1回

(3) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(4) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(5) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供終了日から5年間保存するものとする。

(6) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は(有)総合リハビリ研究所と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。